

報 道 機 関 各 位

記 者 発 表 資 料
平成15年11月28日
問い合わせ先：児童福祉課
担当：斉藤、大久保
電話：829-1272
内線：3076

病児保育の実施について

さいたま市では、保育所に通所中の児童が、病気又は病気回復期のため、集団保育困難期に医療機関の専用スペースで一時的に保育する病児保育を新たに実施します。

- 1 目 的 保育所に通所中の児童が、病気又は病気回復期のため、集団保育困難期に医療機関の専用スペースで一時的に保育することにより、保護者の育児と就労の両立支援を図ります。
- 2 実施主体 市が、医療機関に委託して実施します。
- 3 対象児童 保育所に通所中の児童であって、病気又は病気回復期のため集団保育困難児童で、かつ保護者が勤務等で育児が困難な児童。
- 4 実施施設 「中里小児科」 見沼区東大宮6-22-6 定員4人
「西部総合病院」 桜区大字上大久保884番地 定員4人
- 5 実施時期 中里小児科 平成15年12月1日（月）
西部総合病院 平成16年1月予定
- 6 開設時間 中里小児科 午前8時～午後6時（原則月～金）
西部総合病院 未定
- 7 利用料金 1日 2,000円（所得により異なります）
その他食事、おやつ等の実費（1,000円程度）を負担していただきます。